

東海市地域支えあい活動団体登録要領

平成24年11月1日制定

平成30年4月1日改正

令和7年4月1日改正

1 目的

東海市内のコミュニティ、町内会・自治会またはそれに類する地域で、地域における支えあい団体を結成し、高齢者等の見守り、交流・健康づくり、生きがい創出、生活支援等の地域福祉活動が実践されているまちづくりに寄与することにより、高齢者福祉を起点とした住みよいまちづくりの基盤とすることを目的とする。

2 登録の要件

- (1) 将来にわたって継続的に地域福祉活動を行う、5人以上の団体であること。
- (2) 団体の構成員又は同居の親族が、反社会的勢力の構成員でないこと。
- (3) 地域福祉活動を通じた高齢者を地域で支えあうネットワークづくりを、団体の活動目的のひとつとすること。
- (4) 活動時間、活動回数
 - ア 隣保活動による地域の見守りは月に1回以上実施すること。
 - イ サロンの実施等による外出の機会及び住民同士の交流の場の創出については、年4回以上事業を開催すること。
 - ウ その他の活動については、活動時間、活動回数は問わない。
- (5) 営利を目的としないこと。

3 支援の内容

- (1) 東海市地域支えあい体制づくり事業交付金の支給
 - 地域支えあい活動登録団体は、東海市地域支えあい体制づくり事業交付金の支給申請をし、活動の活性化及び負担の軽減を図る。
- (2) 活動支援物資の支給
 - 地域支えあい活動登録団体又は地域支えあい活動団体名簿に登録された団体構成員に対し、それを証する活動物資の支給を行なう。
- (3) 保険の適用
 - 登録団体の活動者が地域福祉活動中に遭遇した事故により、ケガ等をした場合は、東海市市民活動保険の適用を可能とする。

ただし、走行中の自動車事故は除く（同乗者の保険も適用外）。また、原則、有償での活動も保険対象外となる。

4 個人情報の取り扱い

個人情報の収集や管理等は、別紙「地域支えあい活動のための個人情報の手引き」に基づき、適切に取り扱うこと。

5 登録の方法

別紙の地域支えあい活動団体登録申請書を、市長に提出するものとする。

6 登録の変更及び削除

登録内容に変更があった場合又は活動を終了する場合はすみやかに地域支えあい活動団体登録変更申請書を提出すること。

7 財産・資産

東海市地域支えあい体制づくり事業交付金で購入した物品や備品は、地域支えあい活動登録団体の財産・資産として、団体で適切に管理すること。活動を終了する場合には、すみやかに高齢者支援課に相談し、原則として団体が責任を持って処分等の対応を行うこと。